

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務
仕様書

令和 7 年 11 月

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達協議会

1 業務の名称

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務

2 業務の目的

奥州市及び金ケ崎町は、それぞれが上下水道事業会計システムを導入しているが、更新時期を迎えていることから、共同で上下水道事業会計システムの調達を実施するもの。

3 導入（構築）委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

なお、予算編成システムは令和9年10月1日から利用できること。

4 構成事業体の現状

構成事業体の現状は以下のとおりである。

(1) 使用ソフト及びネットワーク環境

		奥州市	金ケ崎町
①	システム	公営企業会計システムAMAS11 (株) フューチャーイン	公営企業会計システムSOFIA (株) BSNアイネット
②	データ管理	オンプレミス データの運用、保守は外部団体に委託	オンプレミス データの運用、保守は外部団体に委託
③	LGWAN回線	9. システムの運用形態 (6) に同じ	使用なし

(2) 使用端末環境

		奥州市	金ケ崎町
①	型式	14.0型 ノート (WUXGA)	デスクトップPC 23.8型ワイド液晶ディスプレイ
②	OS	Microsoft Windows11 Pro 64bit	Microsoft Windows10 Pro 64bit
③	CPU	Intel Core i5 第12世代	Intel Core i3 第9世代
④	メモリ	8GB	8GB
⑤	ストレージ	SSD 256GB 以上	SSD 128GB 以上
⑥	Officeソフト	Microsoft Office Pro 2016 32bit版	Microsoft Office standard 2019 32bit版
⑦	PDFソフト	Adobe Acrobat Reader	Adobe Acrobat Reader
⑧	ウイルス対策ソフト	TrendMicro Apex One	ESET Endpoint Antivirus
⑨	ブラウザ	Microsoft Edge バージョン 100 以上	Mozilla Firefox

5 対象事業

対象事業は以下のとおりとする。

事業名	セグメント数	
	奥州市	金ケ崎町
水道事業	1	1
下水道事業	4	3

6 前提要件

本業務の参加にあたり以下の要件を満たすこと。

- (1) 障害を検知してから速やかに1次通知を行い、迅速に復旧対応に当たれる体制があること。
- (2) 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における LGWAN-ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されている総合行政ネットワークを利用したクラウドサービス型（以下「LGWAN-ASP」という。）であること。
- (3) 「10. システムの要件」に適合していること。

7 業務内容

本業務において、受託者が実施する業務は次のとおりである。

- (1) 上下水道事業会計システムのクラウドサービスの提供

システムメニュー		使用ライセンス数（同時稼働台数）			
		奥州市		金ケ崎町	
		上水道	下水道	上水道	下水道
①	会計基本システム	15	15	3	3
②	電子決裁システム	6	7	2	2
③	予算編成システム	3	4	2	1
④	固定資産管理システム	4	4	1	1
⑤	企業債システム	3	3	1	1
⑥	決算・決算統計システム	4	5	1	1

- (2) 導入支援
- (3) データ移行及びデータ設定

8 パッケージソフトの活用

本システムは、他事業体において運用実績のあるパッケージソフトを活用し、システムの安定稼働を確保するとともに、構築・保守・運用管理にかかるコストを削減するものである。

なお、サービス提供方式（SaaS）とし、利用料方式とすること。

9 システムの運用形態

- (1) Web方式のシステムを導入することとする。
- (2) システム利用クライアント台数は次のとおりとする。なお、年度により台数が変動する場合がある。

クライアント数 (最大同時稼働台数)	奥州市	金ケ崎町
	73	19

- (3) パソコン、プリンタ及びネットワークは、構成事業体の既存の機器を利用すること。
- (4) クライアントOS、Windows11以上に対応したシステムであること。
- (5) Microsoft Edgeバージョン100以上で運用できること。
- (6) ネットワークは、既存の設備を最大限利用した上で、必要なものを用意することとし、その経費は構築費用に計上すること。なお、現在の状況は次のとおり。

【構成事業体の状況（奥州市及び金ケ崎町）】

ハイブリッド接続方式（主系：県ノード、従系：直接接続、ホットスタンバイ）としており、回線帯域は主系、従系ともにギガランティ型の10Mbpsとなっている。また、平日の業務時間内のトラフィック量は、大きいときで1.5～1.8Mbps程度。

- (7) 上下水道事業会計システムを運用するために必要となるライセンスを含めること。

10 システムの要件

上下水道事業会計システムの機能仕様は、別紙「胆江地区上下水道事業会計システム機能要件書」（以下「機能要件書」という。）のとおり。

機能要件書中要求において、「必要」としている項目は必ず満たすこと。ただし、他の方法で処理できる場合は、代替案を示すことで当該要件を満たすものとみなす。なお、代替案については、内容を確認する場合がある。

また、クライアント端末のスペック及びソフトウェア構成で利用できること。クライアント端末側でOS、ブラウザ等の環境変化があっても対応が可能であること。

11 サービス品質保証

- (1) SLA（SLA：Service Level Agreement）の締結

クラウドサービスにおいて、構成事業体と受託候補者との間で協議のうえ、サービスレベル水準合意（以下「SLA」という。）を締結する。

- (2) SLAの運用

SLAの運用ルール（SLM：Service Level Management）については、以下を想定している。

- ア 受託者は、サービスレベルを監視、測定する。
- イ 受託者は、年1回、SLA実績を構成事業体に報告する。
- ウ 構成事業体及び受託者は、SLA実績や達成状況を確認のうえ、SLAの妥当性を評

価する。評価の結果、必要に応じて、SLA項目の追加、変更、廃止等を双方合意のうえで行う。

(3) サービスレベル

SLAで定義するサービスレベルについては、下表のようなものを想定している。なお、サービスレベルは目標設定型とし、ペナルティ・インセンティブの設定は行わない。

サービス項目	内容	要求水準
1 システム可用性		
稼働時間	サービス提供時間	全日（ただし、計画停止のための停止時間は除く。）
計画停止	定期点検等のために計画的にシステムを停止する時間	月24時間以内
稼働率	年間総稼働率時間から計画停止期間を控除したシステム稼働時間のうち、計画外停止期間を差し引いた稼働時間の割合	月99%以上
2 システム信頼性		
ウイルス定義ファイルの更新	公表からセキュリティパッチ適用方針までの時間	48時間以内
セキュリティパッチの適用方針	公表からセキュリティパッチ適用方針を決定し、構成事業体へ報告するまでの時間	7営業日以内
障害の報告	障害の検知から発生を通知するまでの時間	検知後、速やかに
障害の復旧予定時刻の報告	障害の検知から構成事業体へ復旧予定時刻を報告するまでの時間	2時間以内。ただし、営業日の18:00～8:30の時間帯、及び休日については6時間の加算を許容
障害の復旧回復時間	障害の検知から復旧回復までの時間	12時間以内
リカバリポイント	障害発生時の復旧が可能な基点	日次取得するバックアップの前回実行時点

12 導入支援

システム導入時、職員教育などの導入支援（操作指導）を行うこと。導入支援は、管理職向けと担当者向けに分けて操作指導を行うこと。具体的な実施スケジュールについては、別途協議して決定するものとする。導入支援及び業務で使用するためのシステム操作マニュアルを電子データにて作成し、提出すること。なお、操作指導は、奥州市と金ケ崎町が共同で行い、オンラインでの実施も可とする。

13 データ移行およびデータ設定

- (1) 次のデータ内容について移行作業を行い、円滑にシステム稼働ができるよう受託者にて準備すること。

ア 予算・勘定科目データ
イ 取引先データ
ウ 提案システムにて必要な各種マスタデータ
エ 固定資産データ
オ 企業債データ
カ ログイン・所属管理データ
キ その他

- (2) 構成事業体にとって上下水道事業業務は重要な業務であることを認識し、システム更新に臨むこと。

通常業務が停滞することがないように過去データの移行は、2日間（土日进行想定）ですべて完了すること。

移行作業前に既存端末上のプログラム及びデータベースのバックアップを取得すること。

本業務でデータベースの数値に変更が無いことを確かめる為に、移行作業を行う前に集計帳票を印刷し、移行後に同数値に変更がないか、整合性の確認を実施すること。

- (3) データ移行作業は、システム運用開始を目的とした移行作業の他に令和10年度予算編成に向けたものと令和9年度決算確定データ移行の2回を予定しているが、詳細は別途協議によるものとする。移行作業スケジュールは以下のとおり。

	内 容	日 程
①	契約締結	令和8年6月頃
②	準備期間	契約締結日から令和10年3月31日まで
③	第1回目データ移行 (令和10年度予算編成)	令和9年9月下旬
④	予算編成システム利用開始	令和9年10月1日
⑤	第2回目データ移行 (システム運用開始)	別途協議のうえ実施
⑥	運用開始	令和10年4月1日
⑦	第3回目データ移行 (令和9年度決算)	令和10年6月下旬以降

- (4) データ移行作業は、現行システムから抽出されたデータをもとに新システムへデータ移行を行うこと。提供データは、構成事業体からデータレイアウト情報を含めCSV若しくはExcelファイルにて提供する。

- (5) システム稼働に際して不足するデータは、セットアップシートに入力する等の方法により必要な初期データを作成して取り込むこと。
- (6) データ移行に当たり必要な場合は、データ補正や変換を行うこと。
- (7) 現行システムとの並行稼働期間が生じることから、データ移行に伴う不整合が生じないよう作業工程を明確化すること。

14 システム運用及びシステム保守

(1) システムの利用可能時間

- ア 利用可能時間は、原則として全日24時間対応とする。
- イ メンテナンス等によりシステムを停止する時は、事前に構成事業体の許可を取り行うこと。

(2) 保守期間

- ア 保守期間は令和10年4月1日から令和15年3月31日までの60か月とする。
- イ 保守の時間帯は原則として、構成事業体の閉庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く日の9時から17時までとする。ただし、繁忙期の場合は、事前協議の上対応すること。
- ウ 構築期間中のシステム保守についても契約金額に含むこと。また、データセンター利用料や通信料についても同様に契約金額に含むこと。
- エ 保守期間満了後、構成事業体から 保守期間延長の申し出があった場合は、誠意を持って対応すること。

(3) 保守内容

- ア システムの保守は、問い合わせ対応による保守とシステムの不具合等障害対応における保守を迅速に実施すること。
- イ システム稼働後は、システム使用者が適正かつ円滑に事務遂行できるように、操作方法の問い合わせに対応すること。
- ウ システムの技術上の問い合わせについて、専任のシステムエンジニアを配置すること。システム導入担当者が不在の場合でも、遅滞なくサポートできるよう複数人待機し対応できること。
- エ システム稼働開始直後及び年度更新時期は、問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備すること。
- オ システムの修正プログラム適用や軽微な改修は無償にて対応をすること。また、修正プログラムの適用の必要性及び影響を調査し、構成事業体と協議したうえで行うこと。
- カ 法改正への早期アナウンス、法令等（法令、元号、消費税等の改正）への対応・検証をすること。法令等の改正によりシステム機能の改修等が必要となった場合は、

プログラムの改修等は無償で行い、法改正等の前に対応できること。ただし、この改修が大規模な場合は、構成事業体と費用負担及び対応を協議のうえ実施すること。

15 業務引継ぎ

保守期間の終了に際し、他事業者に移行する場合に業務を継続して運用できるよう、以下のとおり対応すること。なお、これらの事項は業務引継ぎに関しての対応を要求するものであり、実際のデータ抽出、提供等に係る業務、打合せ参加、資料提供等は、本業務には含まない。

- (1) 保守期間終了日まで継続して業務を行えるよう必要な措置を講じ、次期システム提供事業者に移行する作業の支援を行うこと。
- (2) 移行のために必要となるデータをCSV形式等汎用的なデータ形式で抽出し、提供すること。抽出するデータの対象はシステムに蓄積された全てのデータ及び項目とし、併せて、抽出データに関するレイアウト表やコード表等を作成し、提供すること。
- (3) データ抽出に係る打合せを行うこと。また、問い合わせ対応を行うこと。
- (4) その他引き継ぐべき業務の内容について、必要に応じて引継書を作成し、提出すること。

16 成果品

- (1) システム操作マニュアル
- (2) 作業工程スケジュール表
- (3) 打合せ議事録
- (4) 課題管理一覧
- (5) ユーザ検証結果確認書
- (6) 作業報告書

17 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。